

(2) サイバー空間に関する協力

サイバー分野における協力としては、13(同25)年10月、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ」(CDPWG)を設置し、政策レベルを含む情報共有のあり方や人材育成、技術面における協力など、幅広い分野に関する専門的・具体的な検討を行っている。15(同27)年4月の新ガイドラインや同年5月のCDPWG共同声明⁵を踏まえ、検討を加速化していく。

5 協力の実効性をさらに向上させるための基盤としての日米共同の取組

(1) 防衛装備・技術協力

わが国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく相互協力の原則を踏まえ、技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

また、わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則などによらず武器技術を供与することとし、83(昭和58)年、「対米武器技術供与取極」⁶を締結、06(平成18)年には、これに代わる「対米武器・武器技術供与取極」⁷を締結

した。こうした枠組みのもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。さらに、日米両国は、日米装備・技術定期協議(S&TF)などで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについて共同研究開発などを行っている。

参照 資料25(日米共同研究・開発プロジェクト)

普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイ(24機)と陸自に導入予定のオスプレイ⁸との共通整備基盤や空自が導入するF-35Aの域内整備拠点に関する取組については、Ⅲ部2章参照。

参照 Ⅲ部2章4節1(米国との防衛装備・技術協力関係の深化)

(2) 教育・研究交流

新ガイドラインでは、安全保障および防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化することとされており、防衛省・自衛隊は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し協力を強化するため、留学生の受入や日米に留まらず米国を含む多国間による各種セミナーを実施するなど、教育・研究交流を行ってきた。

参照 資料55(留学生受入実績(平成26年度の新規受入人数))、資料56(防衛省主催による多国間安全保障対話)、資料57(その他の国家間安全保障対話など)

第4節 在日米軍の駐留

在日米軍の再編などは、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するためのきわめて重要な取組である。防衛省として

は、在日米軍施設・区域を抱える地元の理解と協力を得る努力を続けつつ、米軍再編事業などを進めていく方針である。

1 在日米軍の駐留

1 在日米軍の駐留の意義

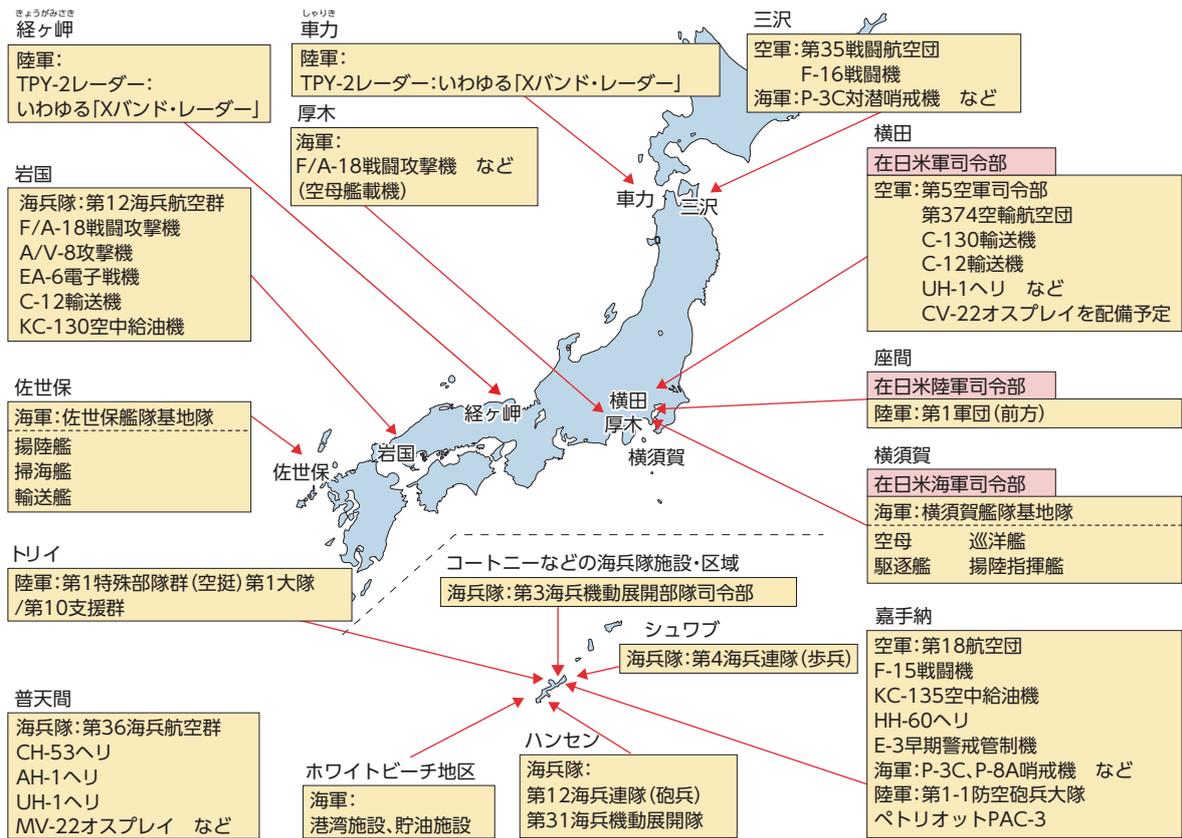
日米安保体制に基づく日米同盟が、わが国の防衛やアジア太平洋地域の平和と安定に寄与する抑止力として十分に機能するためには、在日米軍の

プレゼンスが確保されていることや、在日米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態勢が、平時からわが国とその周辺でとられていることなどが必要である。

このため、わが国は、日米安保条約に基づいて

5 サイバー脅威にかかる共通認識を踏まえ、重大なサイバー事案への対処における協力、役割・任務、情報共有、任務保証のためのサイバーセキュリティにかかる重要インフラ防護に関する今後の日米サイバー防護協力について明確な方向性を示す文書。今後、CDPWGなどにおける議論でさらなる具体化を図っていく。
6 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文
7 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文
8 陸自では、島嶼部に対する攻撃への対応を念頭に、輸送ヘリコプター(CH-47JA)の能力を補完・強化し得るティルト・ローター機(V-22オスプレイ)を17機導入することとしている。

図表Ⅱ-3-4-1 在日米軍の日本における配置図



米軍の駐留を認めており、在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的要素となっている。

参照 図表Ⅱ-3-4-1 (在日米軍の日本における配置図)

Ⅱ部3章1節1項で述べたとおり、これがわが国への侵略に対する抑止力になっている。また、安定的な在日米軍の駐留を実現することは、わが国に対する武力攻撃に対して、日米安保条約第5条に基づく日米の共同対処を迅速に行うために必要である。さらに、わが国防衛のための米軍の行動は、在日米軍のみならず、適時の兵力の来援によってもなされるが、在日米軍は、そのような来援のための基盤ともなる。

在日米軍がこのような役割を果たすためには、在日米軍を含む米軍の各兵種が機能的に統合されている必要がある。たとえば、日米両国が協力してわが国に対する武力攻撃などに対処するにあたっては、米軍は主としていわゆる「矛」としての打撃力の役割を担っているが、このような打撃力として米軍が機能する際には、わが国に駐留す

る米海軍、米空軍、米海兵隊などが一体となって十分な機能を発揮するものと考えられる。

なお、日米安保条約は、第5条で米国の日本防衛義務を規定する一方、第6条でわが国の安全と極東における国際の平和と安全の維持のため、わが国の施設・区域の使用を米国に認めており、総合的に日米双方の義務のバランスを取っている。

参照 Ⅱ部3章1節1項 (わが国の平和と安全の確保)

2 在日米軍の駐留に関する枠組み

在日米軍施設・区域および在日米軍の地位にかかわることは日米地位協定¹(地位協定)により規定されており、この中には、在日米軍の使用に供するための施設・区域(在日米軍施設・区域)の提供に関する事、在日米軍が必要とする労務の需要の充足に関する事などの定めがある。

1 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

(1) 在日米軍施設・区域の提供

在日米軍施設・区域について、わが国は、地位協定の定めるところにより、日米合同委員会を通じた日米両国政府間の合意に従い提供している。

わが国は、在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、民有地や公有地については、所有者との合意のもと、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法²に基づき、土地の所有者に対する損失の補償を行ったうえで、使用権原³を取得することとしている。

(2) 米軍が必要とする労務の需要の充足

在日米軍は、同軍を維持するために労働力（労務）を必要としており、その需要は、地位協定により、わが国の援助を得て充足されることになっている。

全国の在日米軍施設・区域においては、平成26年度末現在、約25,200人の駐留軍等労働者（従業員）が、司令部の事務職、整備・補給施設の技術者、基地警備部隊および消防組織の要員、福利厚生施設の販売員などとして勤務しており、在日米軍の円滑な運用に欠くことのできない存在として、その活動を支えている。

こうした従業員は、地位協定の規定により、わが国政府が雇用している。防衛省は、その人事管理、給与支払、衛生管理、福利厚生などに関する業務を行うことにより、在日米軍の駐留を支援している。

3 在日米軍駐留経費負担

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するうえで、在日米軍駐留経費負担は重要な役割を果たしている。1970年代半ばからのわが国における物価・賃金の高騰や国際経済情勢の変動などにより、昭和53年度に福利費などの労務費、昭和54年度からは、提供施設整備費の負担を、それぞ

れ開始した。

さらに、日米両国を取り巻く経済情勢の変化により、労務費が急激に増加し、従業員の雇用の安定が損なわれ、ひいては在日米軍の活動にも影響を及ぼすおそれが生じた。このため、87（昭和62）年、日米両国政府は、地位協定の経費負担原則の特例的な暫定措置として、地位協定第24条についての特別な措置を定める協定（特別協定）⁴を締結した。

これに基づき、わが国は調整手当（現地域手当）など8項目の労務費を負担するようになった。その後の特別協定により、平成3年度からは、基本給などの労務費と光熱水料等を、平成8年度からは、それらに加え訓練移転費をわが国が負担するようになった。

なお、こうした在日米軍駐留経費負担については、わが国の厳しい財政事情にも十分配慮しつつ見直しを行ってきており、平成11年度予算（歳出ベース）をピークに減少に転じている。

10（平成22）年に行った包括的な見直しにおいて、日米両政府は、在日米軍駐留経費負担全体の水準について、特別協定の有効期間中（平成23年度～平成27年度の5年間）、平成22年度予算額（1,881億円が目安）の水準を維持することとした。

4 特別協定の内容

11（同23）年4月に発効した特別協定のポイントは、次のとおりである。

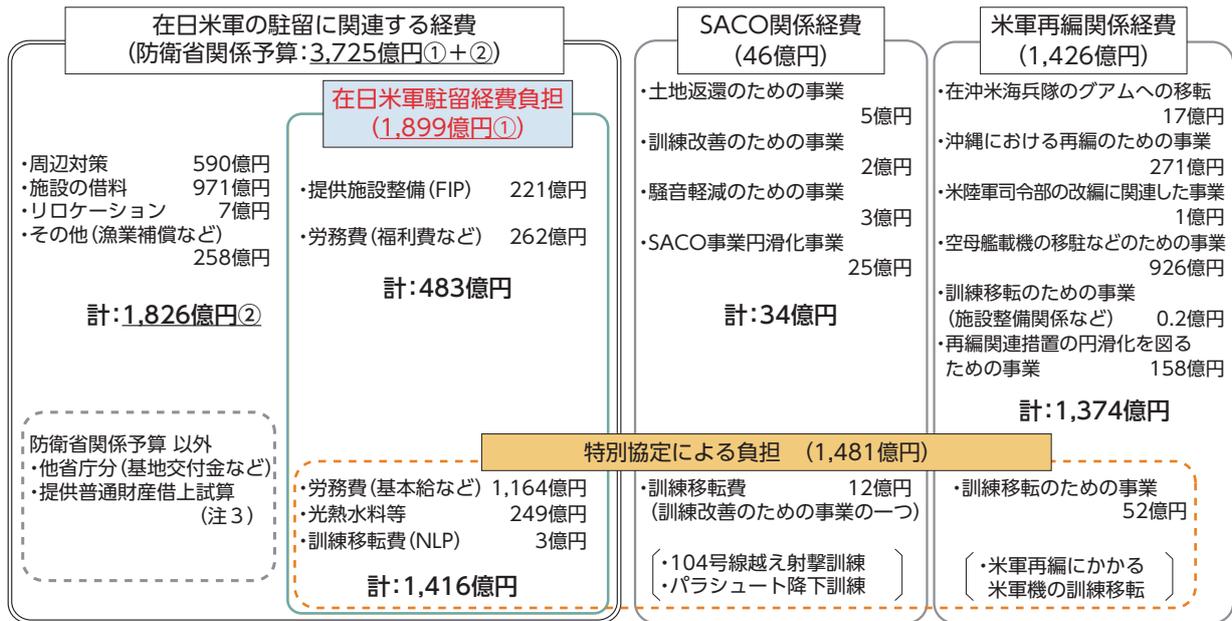
- (1) 対象期間：5年間
- (2) 経費負担：日本側が労務費、光熱水料等および訓練移転費の全部または一部を負担。なお、訓練移転費につき、国内への移転にともない追加的に必要となる経費に加え、グアムなど米国の施政下の領域への訓練移転に係るものも負担対象に追加・運用方針（特別協定に関する往復書簡に記載）
労務費：日本側が負担する上限労働者数を、協

² 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法

³ 「権原」とは、ある行為を正当化する法律上の原因をいう。

⁴ 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別な措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

図表Ⅱ-3-4-2 在日米軍関係経費（平成27年度予算）



- (注) 1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費および米軍再編関係経費に含まれるものがある。
 2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減などに資する措置にかかる経費である。他方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことはきわめて重要との観点からわが国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。
 3 在日米軍の駐留に関連する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分 (基地交付金など:388億円、26年度予算)、提供普通財産借上試算 (1,665億円、26年度試算) がある。
 4 四捨五入のため、合計値が合わないことがある。

定の期間中に、現在の23,055人から22,625人に段階的に削減⁵

光熱水料等：249億円を各年度の負担の上限としつつ、協定の期間中に、日本側の負担割合を現在の約76%から72%に段階的に削減

(3) 節約努力：これらの経費につき、米側による一層の節約努力を明記⁶

参照 資料26 (在日米軍駐留経費負担の概要)

5 在日米軍関係経費

在日米軍関係経費は、在日米軍駐留経費負担に加え、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編事業のうち地元の負担軽減などに資する措置にかかる経費などがある。

参照 II部3章4節3項1 (沖縄の在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組)

参照 図表Ⅱ-3-4-2 (在日米軍関係経費 (平成27年度予算))

6 在日米軍施設・区域と地域社会

在日米軍施設・区域がその機能を十分に発揮するためには、これを抱える地元の理解と協力が欠かせない。一方で、在日米軍施設・区域の周辺では、過去数十年の間に市街化が進むなど、社会環境は大きく変化している。在日米軍施設・区域が十分に機能を発揮するとともに、真に国民に受け入れられ、支持されるものであるためには、こうした変化を踏まえ、在日米軍施設・区域による影響をできる限り軽減する必要がある。わが国の国土は狭隘^{きょうあい}でかつ平野部が少なく、在日米軍施設・区域と、都市部や産業地区とが隣接している例も多い。このような地域においては、在日米軍施設・区域の設置や航空機の離発着などにより、住民の生活環境や地域の振興に大きな影響を与えることから、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要である。

5 [2+2] 共同発表 (11 (平成23) 年6月21日) 「労務費を削減しつつも、駐留軍等労働者の安定的な雇用を維持するために引き続き最大限努力すること一致した。」

6 上記の措置により生じる労務費および光熱水料等の減額分が、提供施設整備費への増額分として充当される。

2 在日米軍再編の進捗状況

Ⅱ部3章3節1項で述べた、06（平成18）年5月の「再編の実施のための日米ロードマップ」（ロードマップ）において示された在日米軍再編の進捗状況は、図表Ⅱ-3-4-3のとおりである。

その後、在日米軍再編については、

- ① 沖縄の目に見える負担軽減を早期かつ着実に図る方策を講ずる必要があること
- ② 12（同24）年1月に公表された米国の国防戦略指針にも示されている、アジア太平洋地域重視の戦略と米軍再編計画の調整を図る必要があること
- ③ 米国議会においては、グアム移転にかかる経費を削減することが求められていること

などの要因を踏まえ、再編計画の調整にかかる本格的な協議が行われ、その成果については、これまでの「2+2」共同発表などにより公表してきている。

参照 図表Ⅱ-3-4-3（「再編の実施のための日米ロードマップ」において示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況）

1 「2+2」共同発表（12（平成24）年4月27日）における成果

11（同23）年6月の「2+2」共同発表以降の在日米軍再編計画に関する重要な進展や06（同18）年のロードマップで示された計画の調整の決定が盛り込まれた。

当初の計画では、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊（ⅢMEF）の司令部要素をグアムへ移転することとしていたが、部隊構成を変更し、司令部・陸上・航空・後方支援の各要素から構成される海兵空地任務部隊（MAGTF）を日本、グアム、ハワイに置くとともにオーストラリアヘローテーション展開させることとした。これは、米国が、アジア太平洋地域において、近年の安全保障環境の変化を受け、海兵隊の部隊構成の見直しを行っていることによるものである。この結果、日米両政府は、海兵隊の沖縄からグアムへの移転およびその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことなどを決定した。

参照 資料20（日米安全保障協議委員会「2+2」共同発表（仮訳）（平成24年4月27日））

2 「2+2」共同発表（13（平成25）年10月3日）における成果

13（同25）年10月の「2+2」共同発表には、12（同24）年4月の「2+2」共同発表以降の在日米軍再編に関する協議の成果が盛り込まれた。日米両国は、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設に向けた強い決意を新たにするとともに、沖縄の負担軽減の観点から、従来の合意を早期かつ着実に実施しつつ、様々な新たな措置にも取り組んでいくことで一致した。

参照 資料22（日米安全保障協議委員会「2+2」共同発表（仮訳）（平成25年10月3日））

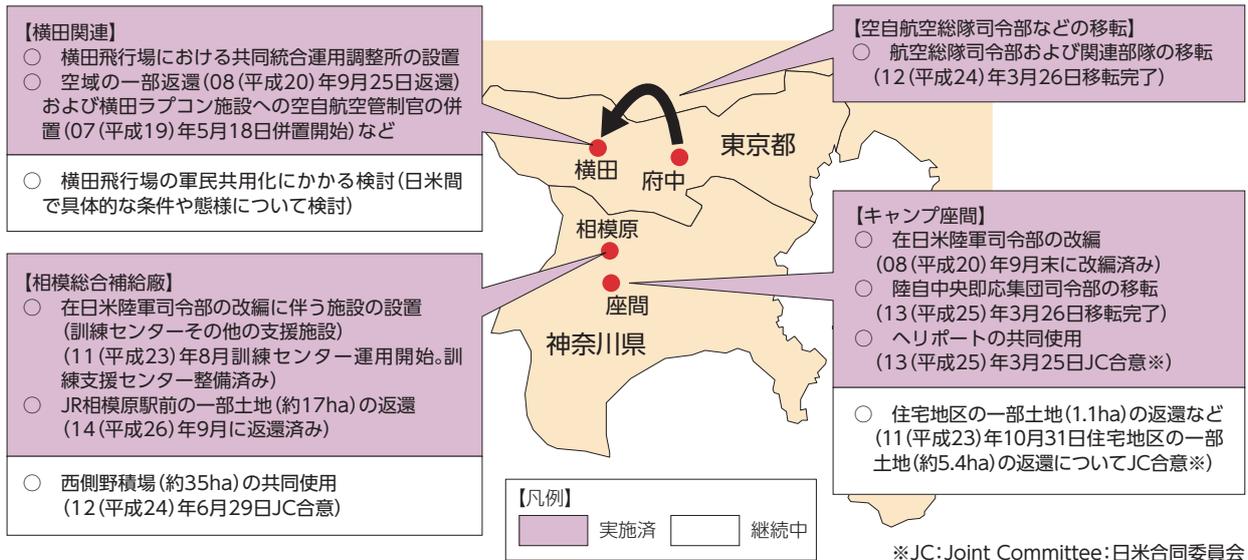
3 「2+2」共同発表（15（平成27）年4月27日）における成果

15（同27）年4月の「2+2」共同発表には、13（同25）年10月の「2+2」共同発表以降の在日米軍再編に関する協議の成果が盛り込まれた。日米両国は、在日米軍の再編の過程を通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、在日米軍の再編にかかる既存の取決めを可能な限り速やかに実施することに対する日米両政府の継続的なコミットメントを再確認した。また、地元への米軍の影響を軽減しつつ、将来の課題および脅威に効果的に対処するための能力を強化することで抑止力が強化される強固かつ柔軟な兵力態勢を維持することに対するコミットメントを強調した。同共同発表における在日米軍再編にかかる記述は、次のとおりである。

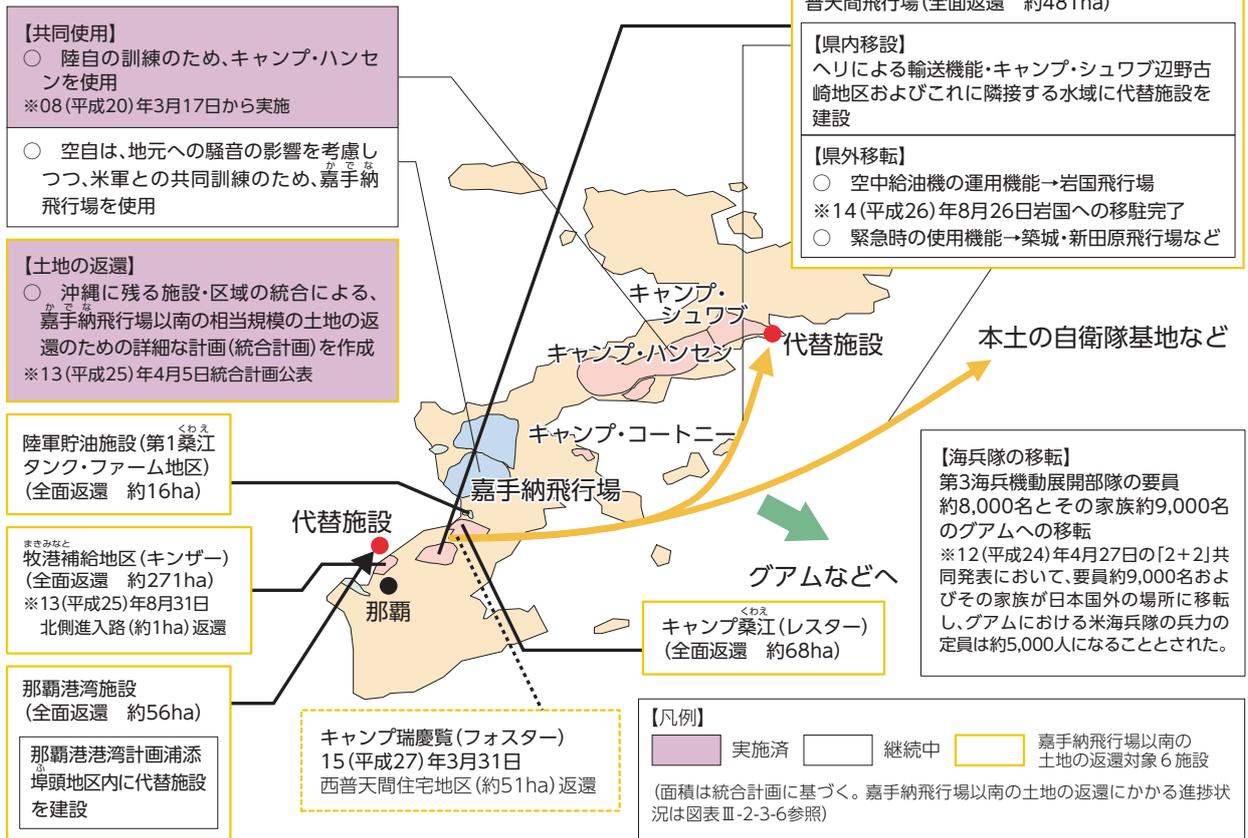
- 普天間飛行場の移設・返還
 - ・ 普天間飛行場から岩国飛行場へのKC-130飛行隊の移駐を歓迎し、訓練場および施設の整備などの取組を通じた、沖縄県外への移転を含む、航空機訓練移転を継続することに対するコミットメントを確認。
 - ・ 普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上およ

図表Ⅱ-3-4-3 「再編の実施のための日米ロードマップ」において示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況

1 関東における再編



2 沖縄における再編



3 航空機の移駐など

米軍機(嘉手納、三沢、岩国)の訓練の分散
 千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原の各自衛隊施設およびグアムなどへ
 グアムなどへの移転は11(平成23)年1月JC合意※

空母艦載機部隊の岩国移駐



KC-130部隊の岩国移駐
 (14(平成26)年8月)移駐完了



将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場内に設けられる。
 (12(平成24)年開港)



TPY-2レーダー:いわゆる「Xバンド・レーダー」の配備



TPY-2レーダーの配備
 (14(平成26)年12月)配備完了

緊急時の航空機の使用機能の築城、新田原への移転

TPY-2レーダーの配備

緊急時の航空機の使用機能の築城、新田原への移転

【凡例】
 ■ 実施済
 □ 継続中

海自E/O/UP-3飛行隊などの岩国から厚木への移駐(13(平成25)年の「2+2」共同発表において、岩国飛行場に維持されることを確認)

KC-130部隊はローテーションで海自鹿屋基地やグアムに展開

CH-53D部隊のグアム移駐
 (米国本土に移転済)



※JC: Joint Committee: 日米合同委員会

び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認。

- ・この計画に対する日米両政府の揺るぎないコミットメントを再確認し、同計画の完了および長期にわたり望まれてきた普天間飛行場の日本への返還を達成するとの強い決意を強調。
- ・米国は、普天間飛行場の代替施設建設事業の着実かつ継続的な進展を歓迎。
- 嘉手納飛行場以南の土地の返還
 - ・06（同18）年の「ロードマップ」および13（同25）年4月の統合計画に基づく嘉手納飛行場以南の土地の返還の重要性を再確認し、同計画の実施に引き続き取り組むとの日米両政府の決意を改めて表明し、16（同28）年春までに同計画が更新されることを期待。
 - ・統合計画に従ってこれまでに完了した土地の返還のうち最も重要な15（同27）年3月31

日のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の計画どおりの返還を強調。

- グアムへの移転
 - ・日米両政府が、改正されたグアム協定に基づき、沖縄からグアムを含む日本国外の場所への米海兵隊の要員の移転を着実に実施していることを確認。
- 環境保護への取組
 - ・環境保護のための協力を強化することへのコミットメントを再確認。
 - ・環境上の課題についてさらなる取組を行うことの重要性を確認。
 - ・環境の管理の分野における協力に関する補足協定についての進展を歓迎し、可能な限り迅速に同協定に付随する文書の交渉を継続する意図を確認。

参照 資料23（日米安全保障協議委員会「2+2」共同発表（仮訳）（平成27年4月27日））

3 沖縄における在日米軍の駐留

沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比べて東アジアの各地域と近い位置にある。また、南西諸島のほぼ中央にあることや、わが国のシーレーンにも近いなど、安全保障上きわめて重要な位置にある。こうした地理的特徴を有する沖縄に、高い機動力と即応性を有し、様々な緊急事態への対処を担当する米海兵隊をはじめとする米軍が駐留していることは、日米同盟の実効性をより確かなものにし、抑止力を高めるものであり、わが国の安全のみならずアジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄与している。

一方、沖縄県内には、飛行場、演習場、後方支援施設など多くの在日米軍施設・区域が所在しており、15（平成27）年1月時点で、わが国における在日米軍施設・区域（専用施設）のうち、面積にして約74%が沖縄に集中し、県面積の約10%、沖縄本島の約18%を占めている。このため、沖縄における負担の軽減については、前述の安全保障上の観点を踏まえつつ、最大限の努力をする必要がある。

参照 図表Ⅱ-3-4-4（沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意義・役割）

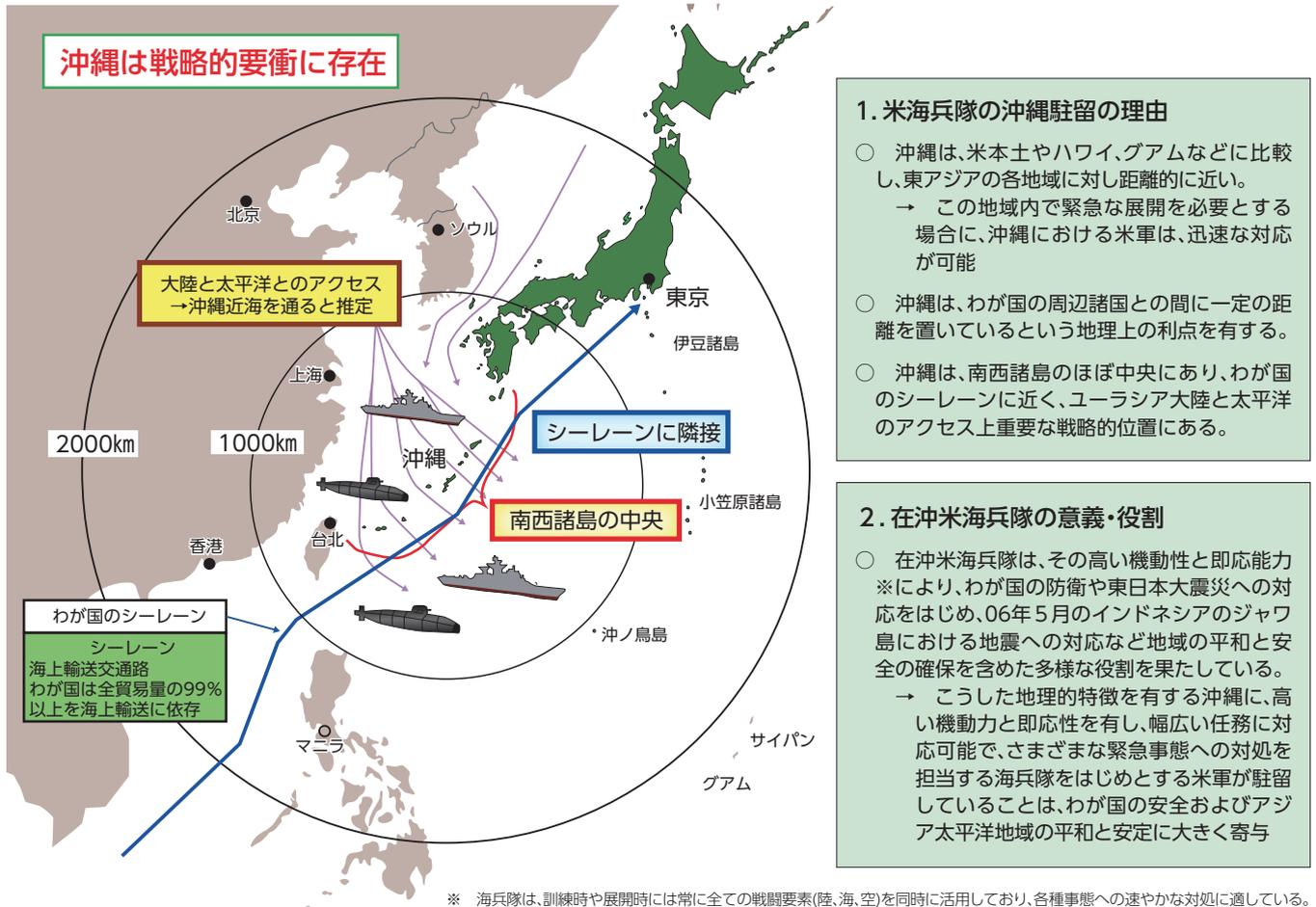
1 沖縄の在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

政府は、72（昭和47）年の沖縄県の復帰にともない、83施設、約278km²を在日米軍施設・区域（専用施設）として提供した。一方、沖縄県への在日米軍施設・区域の集中が、県民生活などに多大な影響を及ぼしているとして、その整理・統合・縮小が強く要望されてきた。

日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、整理・統合・縮小の努力を継続し、90（平成2）年には、いわゆる23事案について返還に向けた所要の調整・手続を進めることを合意した。直近では、14（同26）年6月30日、キャンプ・ハンセンの一部（東シナ海側斜面の一部）約162haのうち、約55haが返還された。また、95（同7）年には、那覇港湾施設の返還など、いわゆる沖縄3事案⁷についても解決に向けて努力することになった。

7 那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転

図表Ⅱ-3-4-4 沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意義・役割



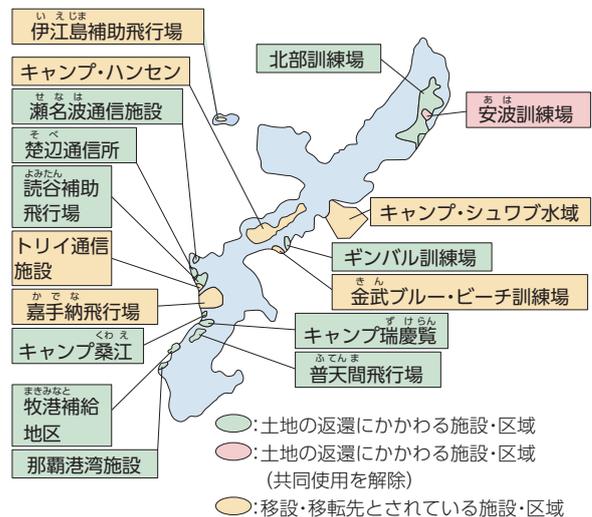
参照 資料 27 (23事案の概要)

その後、95(同7)年に起きた不幸な事件や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、負担は国民全体で分かち合うべきであるとの考えのもと、整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うこととした。そして、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間に「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)を設置し、96(同8)年、いわゆるSACO最終報告が取りまとめられた。

2 SACO最終報告と進捗状況

SACO最終報告の内容は、土地の返還、訓練や運用の方法の調整、騒音軽減、地位協定の運用改善であり、関連施設・区域が示された。SACO最終報告が実施されることにより返還される土地は、当時の沖縄県に所在する在日米軍施設・区域

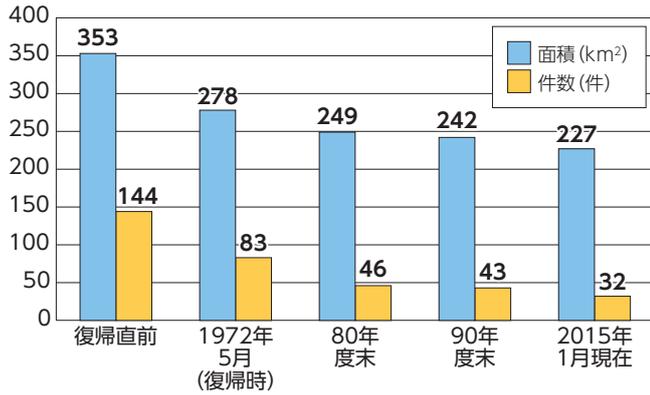
図表Ⅱ-3-4-5 SACO最終報告関連施設・区域



の面積の約21%(約50km²)に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43km²を上回るものとなる。

参照 図表Ⅱ-3-4-5 (SACO最終報告関連施設・区域)、図表Ⅱ-3-4-6 (沖縄在日米軍施設・区域(専用施設)の件数および面積の推移)、資料28 (SACO最終報告(仮訳))、資料29 (SACO最終報告の主な進捗状況)

図表Ⅱ-3-4-6 沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数および面積の推移



3 沖縄における米軍再編の経緯と進捗状況

ロードマップ上の米軍再編に関する取組においても、抑止力を維持しつつ、沖縄県における地元負担の軽減のための施策が講じられることとなった。

(1) 普天間飛行場の移設・返還

政府としては、沖縄県宜野湾市の中央部で住宅や学校などに密接して位置している普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えている。

同飛行場の移設について、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区およびこれに隣接する水域に普天間飛行場代替施設（「代替施設」）を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるという考えに変わりはない。

政府としては、同飛行場の一日も早い移設・返還を実現し、沖縄の負担を早期に軽減していくよう努力していく考えである。なお、普天間飛行場の返還により、危険性が除去されるとともに、跡地（約481ha：東京ドーム約100個分）の利用により、宜野湾市をはじめとする沖縄のさらなる発展が期待される。

ア 普天間飛行場の移設と沖縄の負担軽減

普天間飛行場の移設は、同飛行場を単純に移設するものではなく、沖縄の負担軽減にも十分資するものと考えており、政府をあげて、取り組んでいる。

(ア) 普天間飛行場が有する機能の分散

普天間飛行場は、沖縄における米海兵隊（在沖米海兵隊）の航空能力に関し、次の機能を果たしている。

- オスプレイなどの運用機能
- 空中給油機の運用機能
- 緊急時に外部から多数の航空機を受け入れる基地機能

これら3つの機能のうち、キャンプ・シュワブに移るのは、「オスプレイなどの運用機能」のみである。空中給油機KC-130は、14（同26）年8月、15機全機の岩国飛行場（山口県）への移駐を完了した。これにより、96（同8）年のSACO最終報告から18年越しの課題が達成でき、普天間飛行場に所在する固定翼機の大部分が沖縄県外に移駐することになった。また、移駐に伴い、軍人、軍属および家族約870名も転出することになった。さらに、緊急時に外部から多数の航空機を受け入れる基地機能も本土へ移転することとなっている。

(イ) 埋立面積

普天間飛行場の代替施設を建設するために必要となる埋立ての面積は、普天間飛行場の3分の1以下となり、滑走路も大幅に短縮される。

(ウ) 飛行経路

滑走路はV字型に2本設置されるが、これは、地元の要望を踏まえ、離陸・着陸のいずれの飛行経路も海上になるようにするためのものである。訓練などで日常的に使用される飛行経路が、普天間飛行場では市街地上空にあったのに対し、代替施設では、海上へと変更され、騒音および危険性が軽減される。たとえば、普天間飛行場では住宅防音が必要となる地域に1万数千世帯の方々が居住しているのに対し、代替施設ではこのような世帯はゼロとなる。すなわち、すべての世帯において、騒音の値が住居専用地域に適用される環境基準を満たすこととなる。また、万が一、航空機に不測の事態が生じた場合には、海上へと回避することで地上の安全性が確保される。

イ 代替施設を沖縄県内に移設する必要性

在沖米海兵隊は、航空、陸上、後方支援の部隊や司令部機能から構成されている。優れた機動性と即応性を特徴とする海兵隊の運用では、これら

の部隊や機能が相互に連携し合うことが不可欠であり、普天間飛行場に駐留する回転翼機が、訓練、演習などにおいて日常的に活動をともしする組織の近くに位置するよう、代替施設も沖縄県内に設ける必要があるとされている。

ウ 代替施設に関する経緯

04 (同16) 年8月の宜野湾市における米軍ヘリ墜落事故の発生を踏まえ、周辺住民の不安を解消するため、一日も早い移設・返還を実現するための方法について、在日米軍再編に関する日米協議の過程で改めて検討が行われた。

05 (同17) 年10月の「共同文書」においては、「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに隣接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。」との案が承認された。その後、名護市をはじめとする地元地方公共団体との協議および合意を踏まえて、ロードマップにおいて、代替施設を「辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ」形で設置することとされ、この代替施設の建設について、06 (同18) 年5月、沖縄県知事と防衛庁長官 (当時) との間で「基本確認書」が取り交わされた。

09 (同21) 年9月の政権交代後、沖縄基地問題検討委員会が設けられ、同委員会による検討を経て、10 (同22) 年5月、「2+2」会合において、普天間飛行場の代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区およびこれに隣接する水域に設置する意図を確認するとともに、様々な沖縄の負担軽減策について今後具体的な措置をとっていくことで、米国と合意した。

その後、11 (同23) 年6月、「2+2」会合において、滑走路の形状をV字と決定し、普天間飛行場の固定化を避け危険性を一刻も早く除外するため、14 (同26) 年より後のできる限り早い時期に完了させることを確認した。

このような結論に至る検討過程では、まず、東アジアの安全保障環境に不安定性・不確実性が残る中、わが国の安全保障上極めて重要な位置にある沖縄に所在する海兵隊をはじめとして、在日米軍の抑止力を低下させることは、安全保障上の観点からできないとの判断があった。また、普天間飛行場に所属する海兵隊ヘリ部隊を沖縄所在の他

の海兵隊部隊から切り離し、国外・県外に移設すれば、海兵隊の持つ機動性・即応性といった特性を損なう懸念があった。こうしたことから、普天間飛行場の代替地は沖縄県内とせざるを得ないと結論に至った。

また、日米両政府は、12 (同24) 年4月に続く13 (同25) 年10月および15 (同27) 年4月の「2+2」会合においても、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区およびこれに隣接する水域に建設することが、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認した。

参照 図表Ⅱ-3-4-7 (普天間飛行場代替施設に関する経緯)

参照 資料20 (日米安全保障協議委員会「2+2」共同発表 (仮訳) (平成24年4月27日))、資料22 (日米安全保障協議委員会「2+2」共同発表 (仮訳) (平成25年10月3日))、資料30 (嘉手納以南 施設・区域の返還時期 (見込み))

エ 環境影響評価手続の完了

防衛省は、07 (同19) 年に沖縄県知事などに環境影響評価方法書を送付して以来、沖縄県知事からの意見を受けた補正作業の後、12 (同24) 年12月に補正後の評価書を沖縄県知事などに送付し、評価書の縦覧 (一般に閲覧できるようにすること) を行い、環境影響評価の手続を終了した。この手続の間に沖縄県知事からは合計6度にわたり計1,561件の意見を受けており、すべて補正を行い、適切に環境影響評価の内容に反映している。このように、防衛省は、関係法令などに従うことはもちろん、十分に時間をかけ、沖縄県からの意見などを聴取し、反映する手続を踏んできた。

オ 代替施設建設事業の推進

本事業については、13 (同25) 年3月、公有水面埋立承認願書を提出し、同年12月、沖縄県知事によって承認された。この間、沖縄県知事から沖縄防衛局に4度にわたり計260問の質問があったが、これに対しても適切に回答を行い、十分に時間をかけて手続を進めてきた。知事の承認を受け、14 (同26) 年8月14日、海上ボーリング調査の作業を開始し、埋立てや護岸工事などに向けて事業を着実に進めている。本事業は「公有水面の埋立て」と「飛行場その他施設の設置」からなり、後者については、同年6月30日、工事着手書を沖縄県に提出し、7月1日から工事を開始している。

図表Ⅱ-3-4-7 普天間飛行場代替施設に関する経緯

年月	経緯
96(平成8)年4月	橋本総理(当時)・モンデール大使(当時)会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO中間報告 →今後5~7年以内に、十分な代替施設が完成した後、飛行場を返還
12月	SACO最終報告 →海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設(撤去可能なもの)
99(平成11)年11月	稲嶺沖縄県知事(当時)、軍民共用を条件に移設候補地を名護市辺野古沿岸域に決定した旨を表明
12月	岸本名護市長(当時)、受入を表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定) →「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設
02(平成14)年7月	防衛庁長官と沖縄県知事などとの間で「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を締結 「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定 →規模、工法、具体的建設場所などを決定
03(平成15)年11月	ラムズフェルド国防長官(当時)、沖縄訪問
04(平成16)年4月	環境影響評価手続開始(07(平成19)年廃止)
8月	沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落
05(平成17)年10月	「2+2」共同発表 →新たな案(キャンプ・シュワブ海岸線区域とこれに近接する大浦湾水域を結ぶL字型)で合意
06(平成18)年4月	防衛庁長官と名護市長・宜野座村長との間で「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」を締結 →周辺地域上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意(V字案)
5月	「2+2」共同発表 →「再編の実施のための日米ロードマップ」において最終取りまとめ、V字案を承認 防衛庁長官と沖縄県知事との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(閣議決定) →99(平成11)年12月閣議決定は廃止
8月	「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」設置
07(平成19)年8月	環境影響評価方法書を沖縄県知事などに送付
09(平成21)年4月	環境影響評価準備書を沖縄県知事などに送付
9月	民主党・社民党・国民新党、三党連立政権合意書を締結 →米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む旨合意
11月	「普天間飛行場の代替施設に関する閣僚レベルのワーキング・グループ」設置 日米首脳会談 →普天間飛行場の移設について、「ワーキング・グループ」を通じて迅速に解決することで一致
12月	基本政策閣僚委員会開催、沖縄基地問題検討委員会設置
10(平成22)年5月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区およびこれに隣接する水域に設置する意図を確認 「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」閣議決定
8月	普天間飛行場の代替施設に関する専門家会合報告書
11(平成23)年6月	「2+2」共同発表 →代替施設の滑走路の形状をV字型に決定するとともに、代替施設の計画を14(平成26)年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認
11(平成23)年12月 ~12(平成24)年1月	環境影響評価書を沖縄県知事に送付
12(平成24)年2月	在日米軍再編に関する日米共同報道発表 →海兵隊のグアムへの移転およびその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて公式な議論を開始
4月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場を辺野古に移設する現在の計画が、引き続き、唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認
12月	環境影響評価書(補正後の評価書)を沖縄県知事などに送付
13(平成25)年3月	公有水面埋立承認願書を沖縄県知事に提出
4月	「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」公表 →22(平成34)年度又はその後返還可能
10月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるとの認識を再確認
12月	沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立を承認
14(平成26)年7月	代替施設建設事業に着手
10月	日米共同報道発表 →普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策であることを再確認
15(平成27)年4月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認

(2) 兵力の削減とグアムへの移転

11 (同23) 年6月の「2+2」会合などで、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊 (III MEF) の要員約8,000人とその家族約9,000人が14 (同26) 年より後のできる限り早い時期に沖縄からグアムに移転することとされた。

移転費用については、施設およびインフラの整備費算定額102.7億ドル (2008米会計年度ドル) のうち、日本が28億ドルの直接的な財政支援を含め60.9億ドルを提供し、米国が残りの41.8億ドルを負担することで合意に至った。わが国が負担する費用のうち、わが国の直接的な財政支援として措置する事業 (「真水」事業) については、わが国による多年度にわたる資金提供をはじめとする日米双方の行動をより確実なものとし、これを法的に確保するため、日本政府は、09 (同21) 年2月に米国政府と「第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(グアム協定) に署名した。本協定に基づく措置として、平成21年度から、「真水」事業にかかる米国政府への資金移転を行っている⁸。

その後、12 (同24) 年4月の「2+2」共同発表におけるグアムに移転する部隊構成および人数についての見直しがなされた。これにより、海兵空地任務部隊 (MAGTF) をグアムに置くこととされ、約9,000人が日本国外に移転し、グアムにおける海兵隊の兵力の定員は約5,000人になる一方で、沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは、ロードマップの水準に従ったものとする事とされた。

この共同発表において、移転にかかる米国政府による暫定的な費用見積りは86億ドル (2012米会計年度ドル) であるとされた。日本の財政的コミットメントについては、グアム協定の第1条に規定された28億ドル (2008米会計年度ドル) を限度とする直接的な資金提供となることが再確認されたほか、日本による家族住宅事業やインフラ事業のための出融資などは利用しないことが確認

された。また、グアム協定のもとですでに米国政府に移転された資金は日本による資金の提供の一部となることとされた。さらに、両政府はグアムおよび北マリアナ諸島連邦における日米両国が共同使用する訓練場の整備についても、前述の28億ドルの直接的な資金提供の一部を活用して実施することとされた。このほか、残りの費用および追加的な費用は米国が負担することや、両政府が二国間で費用内訳を完成させることについても合意された。

13 (同25) 年10月の「2+2」会合では、米海兵隊の要員の移転が、沖縄への影響を軽減しつつ、米軍の前方プレゼンスを維持することに寄与し、グアムの戦略的な拠点としての発展を促進することが確認された。またその際、移転に関するこれらの目標を達成するために必要な二国間協力の基礎となるグアム協定を改正する議定書の署名も行われた。本改正は、12 (同24) 年の「2+2」共同発表を受けて行われるものであり、米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転を普天間飛行場代替施設に関する進展から切り離すことを確認するとともに、グアムおよび北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備および自衛隊による訓練場の使用に関する規定の追加などが盛り込まれている。また、わが国政府からの資金提供については、引き続き28億ドル (2008年度価格) が上限となることに変更はない。また、二国間で費用内訳を示す作業を完了させた。

米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転については、13 (同25) 年10月の「2+2」共同発表において、12 (同24) 年の「2+2」共同発表で示された移転計画のもとで、20 (同32) 年代前半に開始されることとされ、同計画は13 (同25) 年4月の嘉手納飛行場以南の土地の返還に関する統合計画の実施の進展を促進するものとされた。

さらに14 (同26) 年12月に米国の2015年度国防授權法⁹が成立し、米国議会による資金の凍結が解除された。また、計画の調整による事業内容の変更に伴い実施されていた、補足的環境影響

8 わが国の「真水」事業について、これまで平成21年度から平成26年度の予算を用いて約1,094億円が米側に資金提供された。

9 2015年度国防授權法では、2012年度米国国防授權法から盛り込まれていた米国および日本国政府資金の支出に対する制限条項が削除され (凍結解除)、グアム移転の総事業費について87億2,500万ドルを上限とすることなどが規定された。

評価は15(同27)年に終了する予定であり、その後はグアムにおける本格的な移転工事が可能となる。さらに、北マリアナ諸島連邦における訓練場整備に関する環境影響評価は同年4月に素案が公表され、16(同28)年に終了する予定である。

参照 資料31(第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定)、資料32(同協定を改正する議定書)

(3) 嘉手納飛行場以南の土地の返還

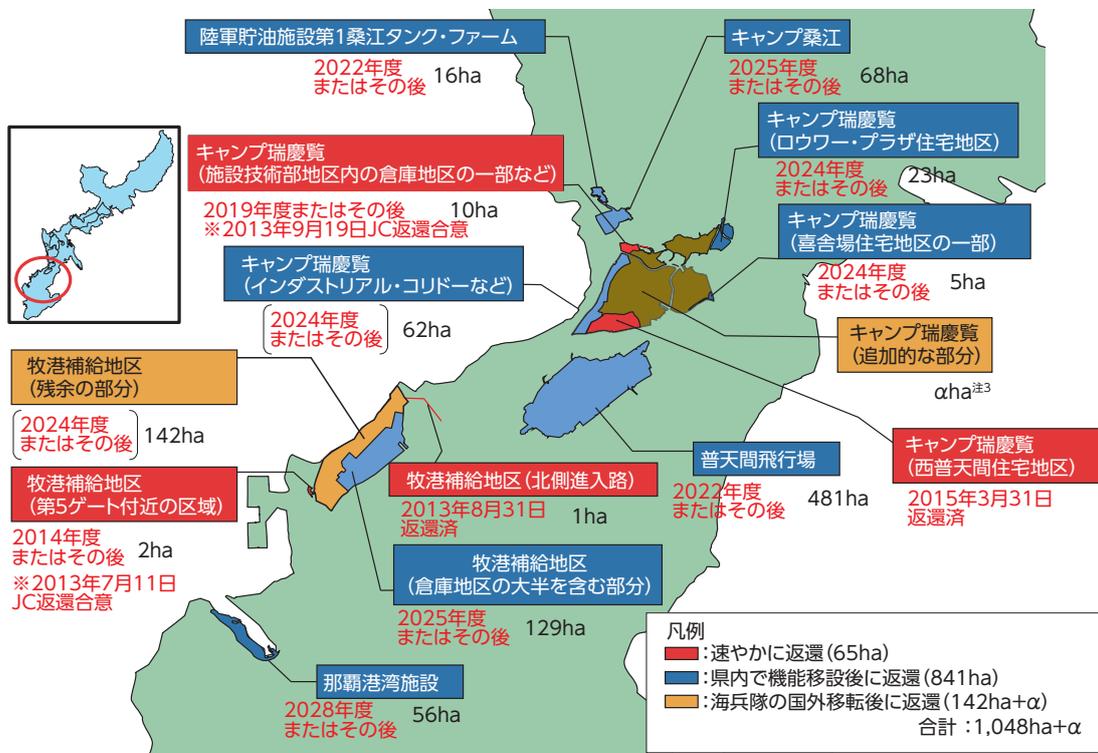
12(同24)年4月の「2+2」共同発表において、第3海兵機動展開部隊(ⅢMEF)の要員の沖縄からグアムへの移転およびその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定した。さらに、返還される土地については、①速やかに返還できるもの、②機能の移転が完了すれば返還できるもの、③国外移転後に返還できるもの、という3段階に分けて検討していくことで

合意した。これらの全ての返還が実現すれば、沖縄本島中南部の人口密集地に所在する米軍基地の約7割が返還されることとなる。

12(同24)年末の政権交代後、沖縄の負担軽減に全力で取り組むとの安倍政権の基本方針のもと、引き続き日米間で協議が行われ、沖縄の返還要望が特に強い牧港補給地区(キャンプ・キンザー)を含む嘉手納以南の土地の返還を早期に進めるよう強く要請し、米側と調整を行った。その結果、13(同25)年4月に、具体的な返還年度を含む返還スケジュールが明記される形で統合計画が公表されることになった。

統合計画においては、本計画を可能な限り早急に実施することを日米間で確認しており、政府として一日も早い嘉手納以南の土地の返還が実現するよう、引き続き全力で取り組んでいく。また、統合計画の発表を受け、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の有効かつ適切な利用の推進に資するため、同年4月以降、宜野湾市、宜野湾市軍用地等

図表Ⅱ-3-4-8 嘉手納飛行場以南の土地の返還



(注) 1 時期および年は、日米両政府による必要な措置および手続の完了後、特定の施設・区域が返還される時期に関する最善のケースの見込みである。これらの時期は、沖縄における移設を準備するための日本国政府の取組の進展、および米海兵隊を日本国外の場所に移転するための米政府の取組の進展といった要素に応じて遅延する場合がある。さらに、括弧が付された時期および年度は、当該区域の返還条件に海兵隊の国外移転が含まれるものの、国外移転計画が決定されていないことから、海兵隊の国外移転に要する期間を考慮していない。したがって、これらの区域の返還時期は、海兵隊の国外移転の進捗状況に応じて変更されることがある。
 2 各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量などの結果に基づき、微修正されることがある。
 3 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。
 ※ JC: Joint Committee:日米合同委員会

地主会、沖縄県、沖縄防衛局および沖縄総合事務局による協議会¹⁰が開催されており、防衛省としても必要な協力を行っている。13(同25)年4月の統合計画の公表以降、「必要な手続の完了後速やかに返還可能となる区域」(図表Ⅱ-3-4-8の赤色の区域)を中心に早期返還に向けて取り組んできた結果、これまでに、該当する4つの事案全てについて返還に向けた道筋がつき、同年8月には牧港補給地区の北側進入路(約1ha)の返還が、15(同27)年3月末には、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区(約51ha)の返還が実現したところである。

また、残りの区域についても、米側のマスタープランが速やかに作成されるよう、あらゆる機会を通じて米国との協議を進めるとともに、作成を支援することとしている。これまでに、牧港補給地区などに所在する陸軍倉庫の移設先である、トリイ通信施設のマスタープランや嘉手納弾薬庫地区の知花地区のマスタープランを日米合同委員会で合意した。引き続き統合計画を着実に実施し、沖縄の負担軽減を早期に進めるとともに、具体的に目に見えるものとするため、それぞれの土地の返還が可能な限り短期間で実現できるよう、全力で取り組んでいる。

参照 図表Ⅱ-3-4-8(嘉手納飛行場以南の土地の返還)、資料30(嘉手納以南 施設・区域の返還時期(見込み))

4 米軍オスプレイのわが国への配備

(1) MV-22オスプレイの沖縄配備

オスプレイは、回転翼機の垂直離着陸やホバリングの機能と、固定翼機の数および航続距離を持ち合わせた航空機である。海兵隊仕様のMV-22オスプレイは、海兵隊の航空部隊の主力として、様々な作戦において、人員・物資輸送をはじめとした幅広い活動に従事し、重要な役割を果たしている。

米海兵隊においては、老朽化したCH-46回転翼機を、より基本性能の高いMV-22へと更新する計画が進められ、13(同25)年9月には、普天間飛行場に配備されているCH-46(24機)の

MV-22への更新が完了した。

MV-22はCH-46に比べて、速度、搭載能力、行動半径のいずれにおいても優れた性能を有しており、同機の沖縄配備により、在日米軍全体の抑止力が強化され、この地域の平和と安定に大きく寄与する。

(2) CV-22オスプレイの横田基地への配備

15(同27)年5月11日(米国時間同日)、米国政府から日本政府に対し、17(同29)年後半から空軍仕様のCV-22オスプレイを横田飛行場に配備する旨の接受国通報があり、同月12日(米国時間11日)、米国防省は同内容を発表した。米側によると、最初の3機を17(同29)年後半に配備し、21(同33)年までに計10機を配備する予定である。

横田飛行場に配備されるCV-22は、人道的支援や自然災害を含む、アジア太平洋地域全体における危機や緊急事態に即応するため、米各軍の特殊作戦部隊の人員・物資などを輸送する任務を担う。MV-22とは別機種であるが、両者は、同じ推進システムを有し、構造は基本的に共通している。

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、米国によるリバランス政策や即応態勢整備の一環として、高い性能を有するCV-22がわが国に配備されることは、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、アジア太平洋地域の安定にも寄与すると考えている。

政府としては、地元の皆様の御理解と御協力を頂けるよう、今後とも誠意をもって丁寧に対応していく考えである。

(3) オスプレイの安全性

12(同24)年4月にモロッコにおいてMV-22の事故が、同年6月に米国のフロリダにおいてCV-22の事故が発生し、国民の間に懸念が広がったことから、日米両政府は、事故の調査結果が提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまで、日本においていかなる飛行運用も行わないことと

¹⁰ 同協議会にはオブザーバーとして、防衛省のほか外務省(沖縄事務所)、内閣府も参加している。

図表Ⅱ-3-4-9 米軍オスプレイのわが国への配備の経緯

11 (平成23)年 6月 6日	米国防省が2012年の後半に普天間飛行場に配備されているCH-46をMV-22オスプレイに換装する旨の発表を行った情報を関係自治体などに提供
6月13日～26日	これまでに得た安全性や騒音に関する情報を関係自治体などに提供
6月24日	沖縄県知事などから29項目の質問状を受領
9月 1日	事務次官から沖縄県知事などへ第1次回答を手交
9月2日～13日	沖縄県内の関係自治体などに上記第1次回答内容を説明
12月20日	沖縄防衛局長から沖縄県知事などへ第2次回答を手交
12月20日～12 (平成24)年 1月17日	沖縄県内の関係自治体などに上記第2次回答内容を説明
4月12日	モロッコでのMV-22事故に関する速報を関係自治体などに提供
6月13日～	環境レビューの結果、MV-22のパフレット、質問状に対する第3次回答内容などを沖縄県および関係自治体などに説明
6月14日	フロリダでのCV-22事故に関する速報を関係自治体などに提供
6月26日～	モロッコおよびフロリダ州で発生した事故に関する米側からの情報を関係自治体などに説明
6月29日～	接受国通報およびプレスリリースの内容について関係自治体などに説明
7月20日	23日に岩国飛行場へ陸揚げすると米側からの情報を関係自治体などに提供
8月1日～9月18日	沖縄県知事などから環境レビューなどに関する4つの質問状などを受領
8月28日～	「モロッコにおけるMV-22墜落事故に関する分析評価報告書」を関係自治体などに説明
9月11日～	「フロリダにおけるCV-22墜落事故に関する分析評価報告書」を関係自治体などに説明
9月14日	岩国市議会全員協議会において、議員のMV-22の配備に関する質疑
9月19日～	「MV-22オスプレイの沖縄配備について」を関係自治体などに説明
9月21日	岩国飛行場で機能確認飛行などを開始した旨、山口県および岩国市に情報提供
9月27日～28日	8月1日から9月18日までに受領した沖縄県などからの質問状に対する回答内容について、沖縄県および沖縄県内の関係自治体などに説明
11月 2日	政府主催全国都道府県知事会議において、防衛大臣からMV-22の当面の訓練計画を説明するとともに、総理大臣および防衛大臣から沖縄以外への訓練移転に対する協力を依頼
12月10日	沖縄県知事から9月の回答に対する再質問状を受領
12月12日～12月14日	沖縄県知事からの環境レビューに関する質問状で回答が不十分であった質問につき第2次回答。回答内容について、沖縄県および沖縄県内の関係自治体などに説明
12月25日	沖縄県知事からMV-22の飛行実態などの確認要請文書を受領
13 (平成25)年 1月28日	県民大会実行委員会、沖縄県議会などが総理宛建白書を提出
4月30日	MV-22飛行隊配備にかかる米側からの説明(2013年夏に岩国陸揚げ)を関係自治体に説明
7月 1日	MV-22飛行隊が7月最終週に岩国に陸揚げ予定である旨公表
9月25日	普天間飛行場への移動が完了
15 (平成27)年5月12日	米国防省が2017年後半からCV-22オスプレイを横田飛行場に配備する旨の発表を行った情報を関係自治体などに提供

した。また、安全性の再確認のため、米側の事故調査結果などについて、わが国独自の視点と知見で、その内容が妥当であるかなどについて客観的に評価する分析評価チームを設置し、調査結果の検証を行った。この結果、これらの事故は人的要因によるところが大きく、機体自体の安全性に問題がないことが確認された。

さらに、MV-22の飛行運用にあたって、日米合同委員会などにおいて、事故の教訓をふまえた人的要因を改善するための措置がとられていることを確認するとともに、MV-22の日本における運用に関して安全を確保するための具体的措置がとられることが合意された。

以上の結果を踏まえ、MV-22の日本における

運用について、安全性は十分に確認されたものと考え、わが国におけるMV-22の飛行運用が開始された。

政府としては、CV-22がMV-22と同じ推進システムを有し、構造は基本的に共通しており、また、米国政府から、CV-22のわが国における運用に際してMV-22の運用と同様に安全を徹底することも確認しており、わが国におけるCV-22の運用の安全性は、MV-22と同様に確保されるものと考えている。

政府としては、MV-22およびCV-22の飛行運用の実施にあたり、引き続き、地元住民に十分な配慮がなされ、日米合同委員会における合意が適切に実施されるよう、日米防衛相会談をはじめ

様々な機会を通じ米側への働きかけを継続的に行っている。

参照 図表Ⅱ-3-4-9 (米軍オスプレイのわが国への配備の経緯)

(4) 災害発生時などにおける米軍オスプレイの有用性

13(同25)年11月にフィリピン中部で発生した台風被害に対する救援作戦「ダマヤン」を支援するため、沖縄に配備されているMV-22(14機)が人道支援・災害救援活動に投入された。MV-22は、アクセスの厳しい被災地などに迅速に展開し、1日で数百名の孤立被災民と約6トンの救援物資の輸送を可能にした。また、14(同26)年4月に韓国の珍島沖で発生した旅客船沈没事故に際しても、沖縄に配備されているMV-22が捜索活動に投入された。

さらに、15(同27)年4月、ネパールで大地震が発生したことから、沖縄に配備されているMV-22(4機)が派遣され、人員・物資輸送に従事した。

一方で国内においては、14(同26)年10月の和歌山県津波災害対応実践訓練や同年11月の東北方面隊震災対処訓練「みちのくALERT2014」で、MV-22が海自護衛艦などへの患者輸送訓練などを行った。

CV-22についても、MV-22と同様、大規模災害が発生した場合には、捜索救難などの人道支援・災害救援活動を迅速かつ広範囲にわたって行うことが可能とされている。今後も、米軍オスプレイは、このように様々な作戦においてその優れた能力を発揮していくことが期待されている。

5 沖縄の負担軽減に向けた協議体制

沖縄は、米国の占領下に置かれたことや、占領終了後も他の地域に比べて在日米軍施設・区域の返還が進まなかった経緯・事情から、多くの在日米軍施設・区域が今なお存在している。政府は、沖縄に集中した負担の軽減を図るべく、これま

で、SACO最終報告や、ロードマップの実現などに向けて取り組んできた。防衛省としても、沖縄政策協議会および同協議会のもとに設置された小委員会¹¹などを通じて、地元の意見などを聞きながら、沖縄の一層の負担軽減に向け全力をあげて取り組んできた。

こうした中、13(同25)年12月17日の沖縄政策協議会において、沖縄県知事から、普天間飛行場の5年以内運用停止・早期返還、MV-22オスプレイの12機程度の県外の拠点への配備および牧港補給地区の7年以内の全面返還などの要望がなされた。

政府は、内閣官房長官、沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄県知事および宜野湾市長で構成される「普天間飛行場負担軽減推進会議」を設置し、また、防衛省としても、14(同26)年1月22日、副大臣を長とする「沖縄基地負担軽減推進委員会」を設置し、沖縄の負担軽減に取り組んできている。

これらの枠組みにおける議論を進めるとともに、米国との間においても、沖縄の負担軽減について協議を行った。同年10月20日、MV-22を含む航空機の訓練の沖縄県外(国外も含む)への移転の取組を継続していくことや、嘉手納以南の土地(特に牧港補給地区)の返還のためのプロセスの実施を加速化するための取組を継続し強化することなどについて日米で一致を見たことから、日米共同報道発表という形で公表している。

政府としては、MV-22を使用した日米共同訓練などの機会を引き続き検討するとともに、沖縄県外におけるMV-22の「訓練基盤・拠点」の整備の一環として米海兵隊による佐賀空港の利用について地元と調整するなどの取組を進めている。

また、牧港補給地区の返還の促進の検討を進めており、促進策の一つとして、同地区の返還に係る米軍のマスタープラン作成の支援業務を行ってきたところである。

参照 Ⅱ部3章4節6項(在日米軍施設・区域がもたらす影響の緩和に関する施策)

11 13(平成25)年3月19日、沖縄政策協議会において、米軍基地負担の軽減および沖縄振興策に関する諸問題への対応を目的として同協議会のもとに「小委員会」を設置

6 駐留軍用地跡地利用への取組

沖縄県における駐留軍用地の返還については、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」において、返還が合意された駐留軍用地に対する各種の措置を規定している。主に防衛省においては、①返還が合意された駐留軍用地への県、市町村による調査などのための立入りにかかるあっせん、②駐留軍用地跡地を所有者に引き渡す前に、当該土地の区

域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壤汚染・不発弾の除去などの跡地を利用するうえでの支障を除去するための措置の実施、③跡地の所有者の負担の軽減を図り土地の利用の推進に資するための給付金の支給を行っている。

防衛省としては、今後とも、関係府省や県、市町村と連携・協力し、跡地利用の有効かつ適切な利用の推進に取り組むこととしている。

4 沖縄を除く地域における在日米軍の駐留

防衛省は、沖縄を除く地域においても、在日米軍の抑止力を維持しつつ地元負担の軽減を図り、在日米軍の安定的な駐留を確保する施策を行っている。

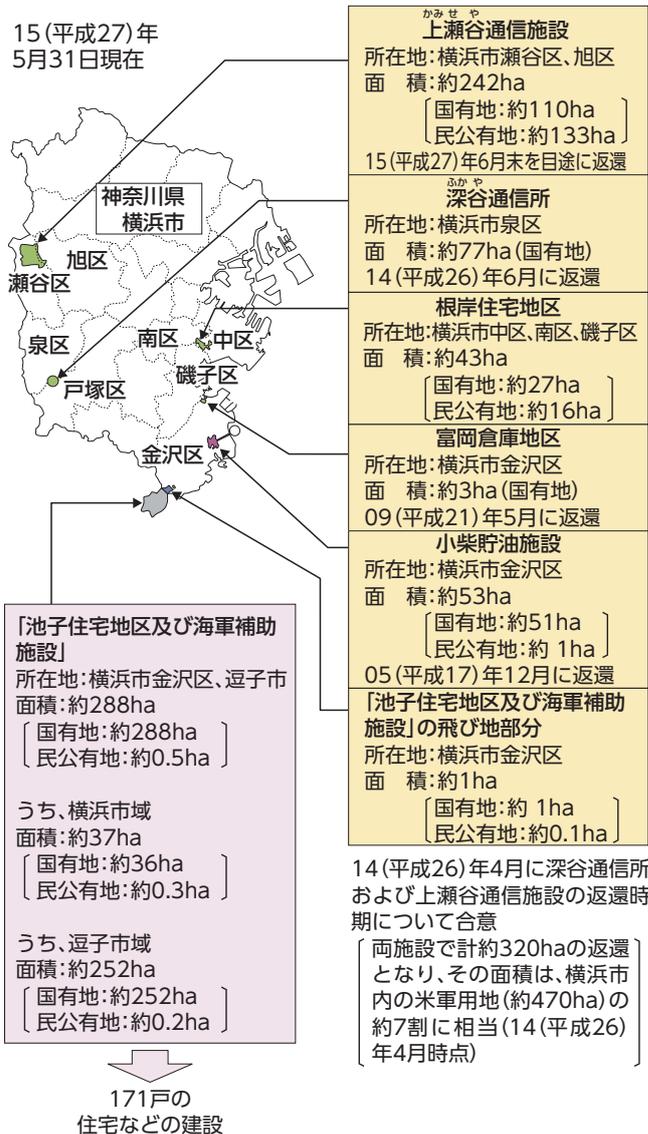
参照 図表Ⅱ-3-4-10 (神奈川県における在日米軍施設・区域の整理などに関連する施設・区域)

図表Ⅱ-3-4-10 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理などに関連する施設・区域

1 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など

地方公共団体などからの強い返還要望を踏まえ、日米間で協議した結果、04(平成16)年10月の日米合同委員会で、横浜市内の上瀬谷通信施設など6施設・区域の返還方針と、「池子住宅地区及び海軍補助施設」(横浜市域)における約700戸の米軍家族住宅などの建設について合意した。その後、建設戸数の再検討や「池子住宅地区及び海軍補助施設」(逗子市域)の一部土地の返還などについて、日米間で協議した結果、10(同22)年9月の日米合同委員会で、当面の措置として、住宅建設戸数は根岸住宅地区の移設分約400戸程度とし、また、逗子市域の一部土地の返還について引き続き検討するものの、返還までの措置として、要件が整った段階で逗子市と共同使用することで合意した。

これまで3施設・区域(深谷通信所、小柴貯油施設および富岡倉庫地区)の返還や池子住宅地区(逗子市域)の一部土地の共同使用が実現している。14(同26)年4月の日米合同委員会では、上瀬谷通信施設についても、15(同27)年6月末を目途に返還すること、また、約400戸としていた池子住宅地区(横浜市域)への住宅建設戸数を171戸に変更することについてもあわせて合意した。



2 ロードマップに示された米軍再編の現状など

(1) 在日米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間（神奈川県）に所在する在日米陸軍司令部は、高い機動性と即応性を有し、かつ、統合任務が可能な司令部となるよう、07（同19）年12月に在日米陸軍司令部・第1軍団（前方）として発足し、08（同20）年9月末に改編された。

また、各種事態への迅速な対応のため在日米陸軍司令部との連携強化を図るべく、陸上自衛隊の機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理する陸自中央即応集団司令部を平成24年度末に、朝霞駐屯地（埼玉県）から在日米陸軍司令部が所在するキャンプ座間へ移転した。在日米陸軍司令部の改編にともない、相模総合補給廠（神奈川県）内に任務指揮訓練センターその他の支援施設が米国の資金で建設された。さらに、キャンプ座間および相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用のため、それぞれ一部返還などの措置が講じられることとなっており、08（同20）年6月には相模総合補給廠の一部土地（約17ha）の返還について、11（同23）年10月にはキャンプ座間の一部土地（約5.4ha）の返還について、12（同24）年6月には相模総合補給廠の一部土地（約35ha）の相模原市との共同使用について、日米合同委員会においてそれぞれ合意された。

このうち、相模総合補給廠の一部土地（約17ha）の返還については、14（同26）年9月30日に実現した。なお、この返還は、ロードマップに基づく本土での初めての返還事案となっている。

(2) 横田飛行場および空域

ア 共同統合運用調整所の設置

日米の司令部間の連携向上は、統合運用体制への移行とあいまって、日米両部隊間の柔軟かつ即応性のある対応の観点からきわめて重要である。さらに、横田飛行場（東京都）に所在する在日米軍司令部は、ガイドラインのものと各種メカニズムにおいても、重要な位置を占めている。これら

を踏まえ、後述の空自航空総隊司令部の移転にあわせ、平成23年度末に共同統合運用調整所¹²を横田飛行場に設置し運用を開始した。

参照 Ⅱ部3章2節（ガイドライン見直しの概要）

イ 空自航空総隊司令部の移転

防空およびBMDにおける対処可能時間は短いため、特に日米間で必要な情報を迅速に共有する意義が大きい。そのため、平成23年度末に、空自航空総隊司令部および関連部隊を米第5空軍司令部の所在する横田飛行場へ移転した。これにより、前述の共同統合運用調整所の設置とあわせて、防空やBMDにおける情報共有をはじめとする司令部組織間の連携強化を図った。

ウ 横田空域

米軍が進入管制を行っている横田空域における民間航空機の運航を円滑化するため、06（同18）年以降、空域の一部について管制業務の責任を一時的に日本側に移管する措置、横田ラプコン（RAPCON）施設への空自管制官の併置、空域の約40%の削減（米軍の管制業務の返還）が行われている。

エ 横田軍民共用化

横田飛行場の軍民共用化については、03（同15）年の日米首脳会談において検討していくこととされた。政府関係省庁と東京都との実務的な協議の場として「連絡会」を設置したほか、日米両国政府は、横田飛行場の軍事上の運用や安全などを損なわないとの認識のもと、具体的な条件や態様に関する検討を行っている。

(3) 横須賀海軍施設への米空母の展開

米太平洋艦隊のプレゼンスは、アジア太平洋地域における海洋の安全や地域の平和と安定に重要な役割を果たしており、米空母はその能力の中核となるものである。

なお、15（同27）年5月まで横須賀（神奈川県）に前方展開していた原子力空母¹³ジョージ・ワシントン¹³は燃料交換のために米国へ移動し、原子力空母ロナルド・レーガンが前方展開する予定である。

¹² 共同統合運用調整所は、日米の司令部組織間での情報の共有や緊密な調整、相互運用性の向上など、日本の防衛のための共同対処に資する機能を果たすものである。

¹³ 原子力空母は、燃料を補給する必要がないうえ、航空機の運用に必要な高速航行を維持できるなど、戦闘・作戦能力に優れている。

米海軍は、空母ジョージ・ワシントンを含めたすべての原子力艦について、港に停泊中は通常、原子炉を停止させることや、日本において原子炉の修理や燃料交換を行うことはないことなど、その安全面での方針を守り続けることを確約している。政府としても、引き続きその安全性確保のため、万全を期する考えである。

(4) 厚木飛行場および岩国飛行場に関する施策

ア 空母艦載機の移駐

空母艦載機の拠点として、厚木飛行場（神奈川県）が現在使用されている。厚木飛行場は市街地の中心に位置し、特に空母艦載ジェット機の離発着にともなう騒音が、長年にわたり問題となっており、空母の運用を安定的に維持していくためには、こうした問題を早期に解決することが必要である。

一方、岩国飛行場については、滑走路を1,000m程度沖合へ移設する滑走路移設事業¹⁴終了後には、周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で、安全な航空機の運用が可能となる。

これらを考慮し、第5空母航空団は、厚木飛行場から岩国飛行場に移駐することとした。この移駐にともない、岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、①移駐が滑走路の沖合移設後に行われることに加え、②岩国飛行場の海自EP-3などの厚木飛行場への移駐、③普天間飛行場から岩国飛行場に移駐するKC-130の訓練および運用のための海自鹿屋基地（鹿児島県）やグアムへの定期的なローテーションでの展開、④岩国飛行場の米海兵隊CH-53Dヘリのグアムへの移転などの関連措置がとられることとなった。

これらにより、岩国飛行場周辺の騒音は、住宅防音の対象となる第一種区域の面積が約1,600haから約500haに減少するなど、現状より軽減されると予測される。

その後、13（同25）年10月の「2+2」において、厚木飛行場に所在する第5空母航空団の岩国飛行場への移駐が、17（同29）年頃までに完了す

ることを認識するとともに、上記②岩国飛行場の海自EP-3などの厚木飛行場への移駐については、岩国飛行場の地元地方公共団体などからの要望を受け、防衛態勢上の観点も踏まえて日米間で検討した結果、同部隊を岩国飛行場に残留させることを確認した。

また、上記③KC-130の海自鹿屋基地やグアムへの定期的なローテーションでの展開については、海自鹿屋基地での訓練および運用の内容について日米間で協議中である。

さらに、上記④岩国飛行場の米海兵隊CH-53Dヘリのグアムへの移転については、この部隊が一時的に岩国飛行場から中東に派遣されていたところ、ロードマップなどを踏まえ、同飛行場に戻ることなく米国本土に移転した後、グアムへ移転することを日米間で確認した。

なお、空母艦載機の岩国飛行場への移駐にともない必要となる家族住宅や運動施設などを建設するため、愛宕山地区において、現在、施設整備を実施している。

イ 空母艦載機着陸訓練

ロードマップにおいては恒常的な空母艦載機着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みを設け、恒常的な施設をできるだけ早い時期に選定することが目標とされた。11（同23）年6月の「2+2」会合では、新たな自衛隊施設のため、馬毛島が検討対象となる旨地元説明することとされた。同施設は、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練などのために使用され、あわせて米軍の空母艦載機離発着訓練の恒久的な施設として使用されることになることとされている。なお、05（同17）年の「共同文書」においては、空母艦載機着陸訓練のための恒常的な訓練施設が特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機着陸訓練を行う旨確認されている。

ウ 岩国飛行場における民間航空再開

山口県や岩国市といった地元地方公共団体などが一体となって民間航空機の運航再開を要望して

¹⁴ 岩国市などの要望を受け、岩国飛行場の滑走路を東側（沖合）に1,000m程度移設する事業。10（平成22）年5月に新滑走路の運用が開始され、平成22年度末に事業完了

いたことを踏まえ、05（同17）年、米軍の運用上の所要を損なわない限りにおいて、1日4往復の民間航空機の運航を認めることが合意された。

その後、ロードマップにおいて「将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる」とされた。これに基づき、12（同24）年に岩国飛行場に岩国錦帯橋空港が開港し、民間機による定期便が48年ぶりに再開された。

(5) 弾道ミサイル防衛 (BMD)

BMDに関しては、日米双方がそれぞれのBMD能力の向上に応じ、緊密な連携を継続することとされている。06（同18）年6月、米軍のTPY-2レーダー（いわゆる「Xバンド・レーダー」）が、米軍車力通信所に配備された¹⁵ほか、同年10月、米軍のペトリオットPAC-3が嘉手納飛行場と嘉手納弾薬庫地区に配備された。

また、13（同25）年2月の日米首脳会談において、日本国内に2基目のTPY-2レーダーを配備し、弾道ミサイル防衛により万全を期する必要があるとの方針で一致し、14（同26）年12月、米軍経ヶ岬通信所（京都府）への配備が完了した。

これに加えて、同年4月の日米防衛相会談において、米国防長官から、BMD能力搭載イージス艦をわが国へ追加的に配備する旨、発言があり、



米軍経ヶ岬通信所部隊発足式において祝辞を述べる原田防衛大臣政務官

同年10月、横須賀海軍施設へBMD能力搭載イージス艦を、15（同27）年8月および17（同29）年7月に追加配備し、16（同28）年2月に横須賀海軍施設に配備しているイージス艦1隻をBMD能力搭載イージス艦に交替する旨、米国政府から通報があった。

参照 Ⅲ部1章1節3項（弾道ミサイル攻撃などへの対応）

(6) 訓練移転

当分の間、嘉手納、三沢（青森県）および岩国の3つの在日米軍施設からの航空機が、自衛隊施設において共同訓練に参加することとされたことに基づき、07（同19）年以降、訓練移転¹⁶を行っている。また、防衛省は、必要に応じて訓練移転のためのインフラの改善を行っている。

なお、防衛省・自衛隊は、米軍の支援に加え、周辺住民の安心、安全を図るため、現地連絡本部の設置、関係行政機関との連絡や周辺住民への対応など、訓練移転の円滑な実施に努めているところである。

また、10（同22）年の「2+2」共同発表に基づき、11（同23）年1月、日米合同委員会において、移転先として新たにグアムなどを追加するとともに、訓練の規模の拡大が合意された。同年10月、日米合同委員会において、訓練実施場所などの詳細について合意された後、初めてグアムなどへの訓練移転が行われ、その後も実績を重ねている。

さらに、14（同26）年3月、三沢対地射爆撃場を使用した空対地射爆撃訓練を追加することについて日米合同委員会で合意した。この訓練は、日米間の相互運用性の向上に資するとともに、本来であれば嘉手納飛行場へ飛来して鳥島射爆撃場などで実施されていた空対地射爆撃訓練の一部を移転するものであり、嘉手納基地周辺における騒音軽減にもつながることから、沖縄の負担軽減に資するものである。この合意に基づき、同年6月、三沢対地射爆撃場を使用した空対地射爆撃訓練を実施した。

15 レーダーは、06（同18）年6月、青森県の空自車力分屯基地に配備されたが、その後、隣接する米軍車力通信所に移設された。

16 日米間の相互運用性を向上させるとともに、在日米軍飛行場の周辺地域における訓練活動の影響を軽減することを目的として、在日米軍航空機が自衛隊施設において共同訓練を行うこと

5 在日米軍再編を促進するための取組

ロードマップに基づく在日米軍の再編を促進するため、07（平成19）年8月に「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（再編特措法）が施行された。これに基づき、再編交付金や公共事業に関する補助率の特例などの制度が設けられた。

再編交付金¹⁷は、再編¹⁸を実施する前後の期間（原則10年間）において、再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業¹⁹の経費にあてるため、防衛大臣が

再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付される。15（同27）年4月現在、16防衛施設41市町村が再編交付金の交付対象となっている。

加えて、再編の実施により施設・区域の返還や在沖米海兵隊のグアムへの移転などが行われ、駐留軍等労働者の雇用にも影響を及ぼす可能性があることから、雇用の継続に資するよう技能教育訓練などの措置を講ずる。

6 在日米軍施設・区域がもたらす影響の緩和に関する施策

1 在日米軍施設・区域をめぐる環境保全への取組

00（平成12）年9月の「2+2」会合において、両国政府は、環境保護が重要であるとの認識のもと、在日米軍施設・区域の周辺住民、米軍関係者やその家族などの健康と安全の確保を共通の目的とすることに合意し、「環境原則に関する共同発表」²⁰を行った。この発表のフォローアップのため、日米協議が強化され、具体的には日本環境管理基準²¹（JEGS）Japan Environmental Governing Standardsの定期的見直しの際の協力の強化、環境に関する情報交換、環境汚染への対応などにかかわる協議について、防衛省としても、関係省庁と連携して取り組んでいる。

また、10（同22）年5月の「2+2」会合では、「緑の同盟」のアプローチをとる可能性について議論がなされ、日本国内において整備中の米国の基地に再生可能エネルギーの技術を導入する方法を、在日米軍駐留経費負担（HNS）Host Nation Supportの一構成要素とすることを含め検討された。その結果は、II部3章4節1項3で述べた在日米軍駐留経費負担の包括的見直しに反映されている。

さらに、13（同25）年12月には、日米両政府が「在日米軍施設・区域における環境の管理に係る枠組みに関する共同発表」を公表した。両政府は、在日米軍施設・区域に関連する環境の管理に一層取り組むための協議を行い、14（同26）年10月の日米共同報道発表において、日米地位協定を補足する協定について、実質合意に至ったことを発表した。この補足協定は、環境保護の重要性を認識するより広範な枠組みの一部であり、13（同25）年12月の共同発表に定める二国間の目標を満たすものである。双方は、今後、この枠組み全体を完成させる技術的な事項に関する一連の付随する文書をまとめることを目指すこととしている。

参照 II部3章4節1項3（在日米軍駐留経費負担）

普天間飛行場代替施設建設事業の実施に関しては、環境への影響をできる限り回避または軽減するため、ウミガメ類の上陸・産卵に適した環境条件の整備の検討および実施、サンゴ類および海草類の移植、航空機や水中録音装置などによる定期的なジュゴンの生息確認ならびに本事業の有無にかかわらず発生する岩ズリ²²の埋立土砂としての活用など事業者として最大限の環境保全措置など

17 平成27年度予算で約130億円

18 再編特措法では、在日米軍の再編の対象である航空機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成の変更（横須賀海軍施設における空母の原子力空母への交替）について、在日米軍の再編と同様に扱う。

19 具体的な事業の範囲は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」第2条において、教育、スポーツおよび文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。

20 ①環境管理基準、②情報交換と立入り、③環境汚染への対応、④環境に関する協議の四項目からなる。

21 日本環境管理基準とは、在日米軍の部隊と施設が人の健康と自然環境を保護することを保証する目的で在日米軍により作成された環境基準であり、施設・区域内の環境汚染物質の取り扱い、保管方法などを定めたもの

22 採石場において砕石生産を行う場合などに生じる副産物

を講ずるほか、事後調査などを充実することとした。なお、これら環境保全の取組については、沖縄県知事からの埋立承認時に付された留意事項を踏まえ、環境監視等委員会を設置し、専門家などの指導・助言を得ながら行うとともに、必要に応じて環境保全措置の改善や調査範囲の拡大を図るなど環境の保全に万全を期すこととした。

2 その他の措置

わが国は、在日米軍施設・区域の周辺地域の生活環境などの整備のための措置を行っている。また、市町村に対し、固定資産税の代替的性格を有する基地交付金²³などを交付している。

参照 Ⅲ部4章1節4項(防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策)

さらに、在日米軍施設・区域の周辺地域において、米軍人などによる事件・事故が地域や住民に影響を与えており、政府は、米軍に対し、軍人などの教育や綱紀粛正といった再発防止策について実効性のある措置を講ずるよう求めている。また、こうした再発防止策に協力するとともに、事件・事故による被害に対し迅速で適切な補償が行われるよう措置している。

米側においても、夜間飲酒規制措置や一定階級以下の米軍人を対象とする夜間外出規制措置などを含む勤務時間外行動の指針(リバティ制度)を実施している。米軍人などによる事件・事故の防止については、関係者による不断の取組が重要であり、防衛省としても、地元や関係機関などの意見を踏まえつつ、引き続き、米軍人による事件、事故の防止に努力していく。

23 総務省が交付する。